

高齢者・障がい者のための 全国一斉110番

いつでもだれでもどこにいても、法的な支援を受けられることができる社会の実現を目指して誕生した法テラス。

今年10月に10周年を迎えるのを記念し、高齢者や障がいのある方の抱えるお悩み、お困りごとの解決に向け、弁護士による無料電話相談会を実施します。

この機会に、ぜひご利用ください。



日時

平成28年9月30日(金)10時～16時

電話

0503383-5347

※おかけ間違いのないよう必ず050からダイヤルしてください。

相談
内容

成年後見・遺言・離婚・借金・相続・遺産分割・労働・消費者被害など

対象

高齢者・障がいがある方、そのご家族や、地域包括支援センターの職員やケアマネージャー、生活保護のケースワーカー、民生委員など様々な形で高齢者・障がい者を支援されている方からのご相談も可能です。

このようなお悩み、ご相談ください。

次々とお金を借りて
しまって返せません。

身寄りがいません。
お金の管理を誰かにお願いす
る方法を教えてください。

会社から、
給料を支払って
もらえません。

夫が他界したのですが、
相続の仕方が
分かりません。

突然、離婚を
言い出されました。

ご家族など、様々な形で高齢者・障がい者を支援されている方からのご相談も可能です。

高齢者の自宅に、
高級な布団や壺がたくさんあります。

離れて暮らす親が心配です。
介護保険について
教えてください。

**「高齢者・障がい者のための全国一斉110番」に
お電話いただくと、弁護士がアドバイスいたします。**

- ・相談内容に応じて、面談による法律相談や他の関係機関をご案内します。
- ・一回の相談は15分間程度です。

日本司法支援センター(法テラス)って？

法テラスは、お問い合わせの内容に合わせて、解決に役立つ法制度や地方公共団体、弁護士会、司法書士会、消費者団体などの関係機関の相談窓口を法テラス・サポートダイヤルや全国の法テラス地方事務所にて、無料でご案内しています。

経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、無料法律相談や必要に応じて弁護士・司法書士費用などの立替えを行っています。

高齢者・障がい者のための全国一斉110番に関するお問い合わせは、
法テラス本部まで 電話0503383-5333(代表)